

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年9月21日（平成28年（行情）諮問第598号）

答申日：平成29年2月27日（平成28年度（行情）答申第752号）

事件名：「平成27年度研究計画 27.3.2 研究課」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「陸幹校の平成27年度幹部学校調査研究計画。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「平成27年度研究計画 27.3.2 研究課」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年1月29日付け防官文第1382号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（「準備書面（1）」（平成24年11月22日）8頁。別紙1（省略））である。

そこで電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、平成28年1月29日付け防官文第1382号により、法5条3号の不開示情報に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 本件対象文書の電磁的記録について

陸上自衛隊幹部学校は、本件対象文書をいわゆる文書作成ソフトにより作成し、紙媒体により決裁を行い、保存、管理しており、決裁後、電磁的記録は不要であることから削除した。

本件異議申立てを受け、再度パソコン上のファイル等の探索を行ったが、電磁的記録は確認されなかった。

3 法5条の該当性について

原処分において、不開示とした部分及び法5条の該当性については、別紙1のとおりである。

4 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性について十分に精査した結果、別紙1のとおりその一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(2) 異議申立人は、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」であるとして、本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、上記2のとおり本件対象文書については紙媒体しか保有しておらず、電磁的記録は保有していない。

(3) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| ① 平成28年9月21日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年10月12日 | 審議 |
| ④ 平成29年2月7日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同月23日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当するものとして「平成27年度研究計画 27.3.2 研究課」（本件対象文書）を特定し、その一部が法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当で

あるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性（電磁的記録の保有の有無）及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の電磁的記録の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、陸上自衛隊幹部学校（以下「幹部学校」という。）研究課が作成し、同校学校長の決裁を受けた紙媒体の文書である。

イ 本件対象文書は、電磁的記録を保存する必要性がないことに加え、陸上自衛隊の部隊運用に関わる機微な内容を含む取扱上注意を要する文書であることから、その原稿の電磁的記録については、情報流出の防止等、情報保全の観点を重視し、完成後に廃棄された。

ウ なお、防衛省においては、取扱上注意を要する文書等のうち、当該事務に関与しない職員にみだりに知られることが業務の遂行に支障を及ぼすおそれのあるものについて「注意」の表示を行い、適正に管理することとしており、当該文書の原稿の電磁的記録を保存すべき理由等が存しない場合、当該電磁的記録は、当該文書完成後に廃棄している。

(2) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、陸上自衛隊の部隊運用に関わる機微な内容が記載されており、その表紙には「注意」の表示もあることを踏まえると、本件対象文書の原稿の電磁的記録については、情報保全の観点を重視し、本件対象文書が完成した後、廃棄した旨の上記(1)の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、他に上記の電磁的記録の存在をうかがわせる事情は存しないことからすれば、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、不開示部分には、陸上幕僚長の指示する命題研究への協力として平成27年度に幹部学校で行われる研究の命題に関する事項や研究期間等に関する事項について具体的に記載されていると認められる。

(2) 不開示部分のうち、陸上幕僚長の指示する命題研究への協力として平成27年度に幹部学校で行われる研究の命題に関する事項について記載された部分については、その内容に照らし、これを公にすると、陸上自衛隊における部隊運用の重視項目が推察され、自衛隊の効果的な任務の遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分については、これを公にすると、国の安全が害

されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (3) 他方、不開示部分のうち、陸上幕僚長の指示する命題研究への協力として平成27年度に幹部学校で行われる研究の研究期間等に関する事項について記載された部分（別紙2に掲げる部分）については、これを公にしても、自衛隊の効果的な任務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、したがって、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないことから、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別紙2に掲げる部分以外の不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙2に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1

不開示とした部分	不開示とした理由
2 頁， 3 頁， 7 頁及び 8 頁のそれぞれ一部	陸上自衛隊の研究に関する情報であり，これを公にすることにより，陸上自衛隊における部隊運用の重視項目が推察され，自衛隊の効果的な任務の遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。

別紙 2

頁	開示すべき部分
3	「陸上幕僚長の指示する命題研究（協力）」欄中の「（理由）」の「1」の1文字目ないし7文字目
7及び8	「ア 協力命題一覧」の「期間等」欄の全て